

資料2

水道事業の基盤強化方策 関連資料

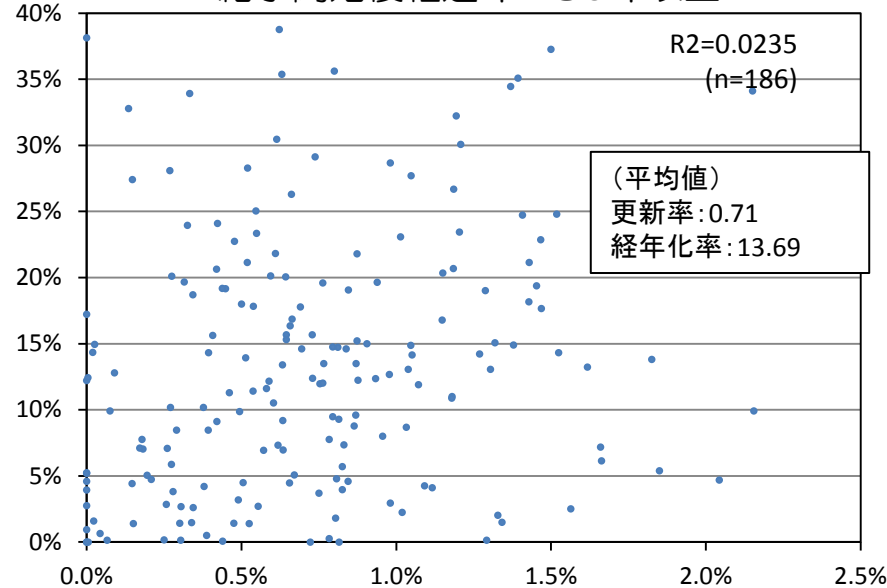
1. 経年化率・更新率分布図
(給水開始後経過年別、職員数別、給水人口別)
2. 水道用水供給事業 給水開始年度別事業体数
3. 市町村経営以外の水道事業一覧
4. 水道事業広域化への取組について
5. 地方公営企業の経営戦略の策定について
(総務省施策概要)

1. 経年化率・更新率分布図

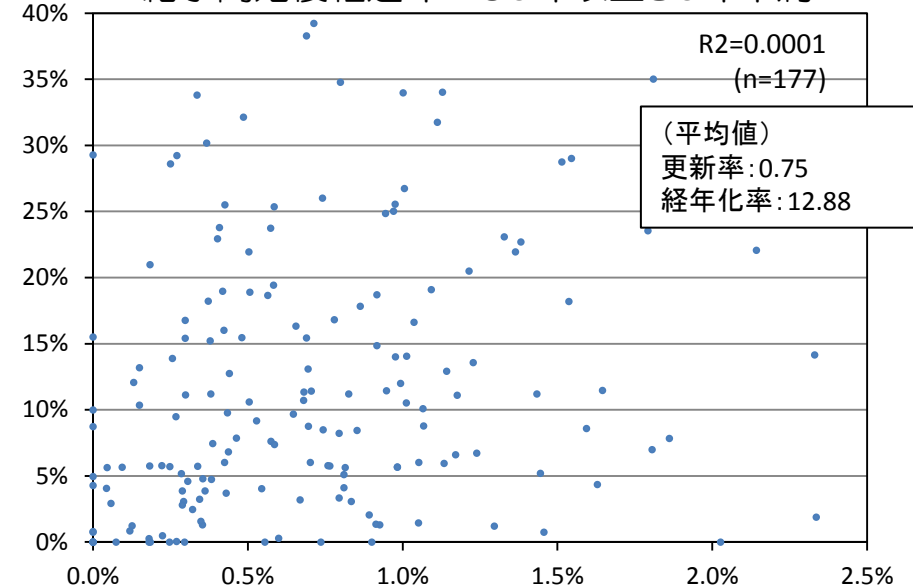
(給水開始後経過年別、職員数別、給水人口別)

経年化率・更新率分布図(給水開始後経過年別)

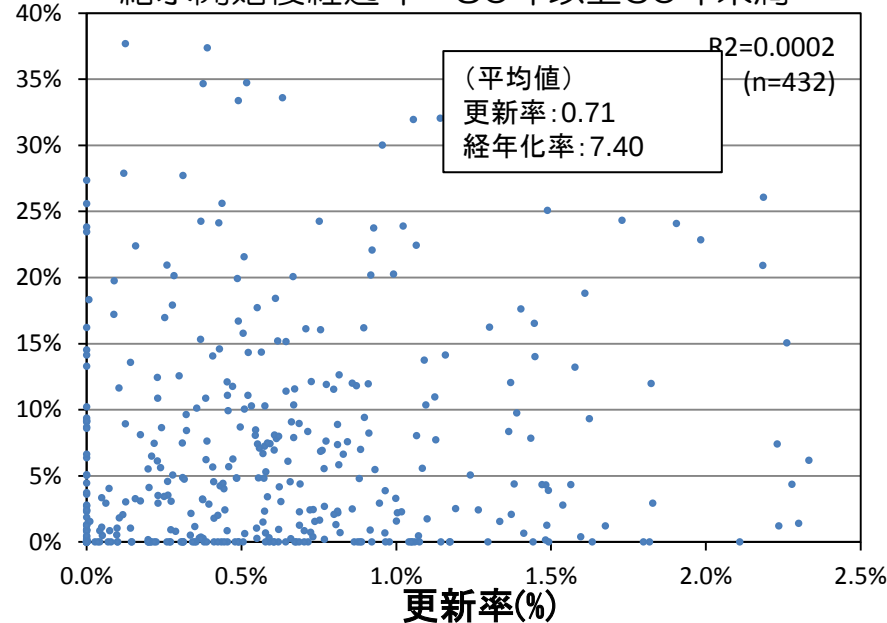
給水開始後経過年 80年以上



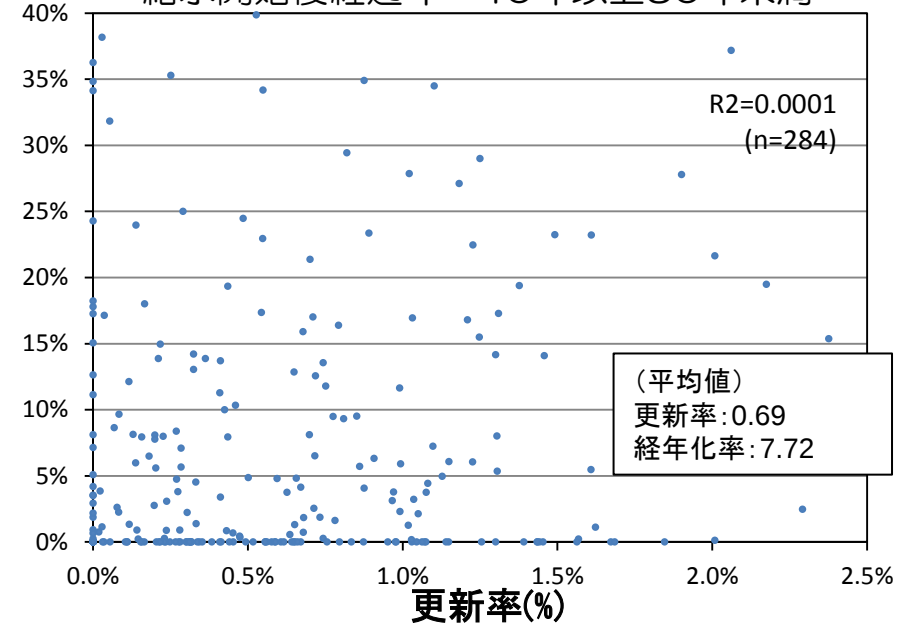
給水開始後経過年 60年以上80年未満



給水開始後経過年 50年以上60年未満

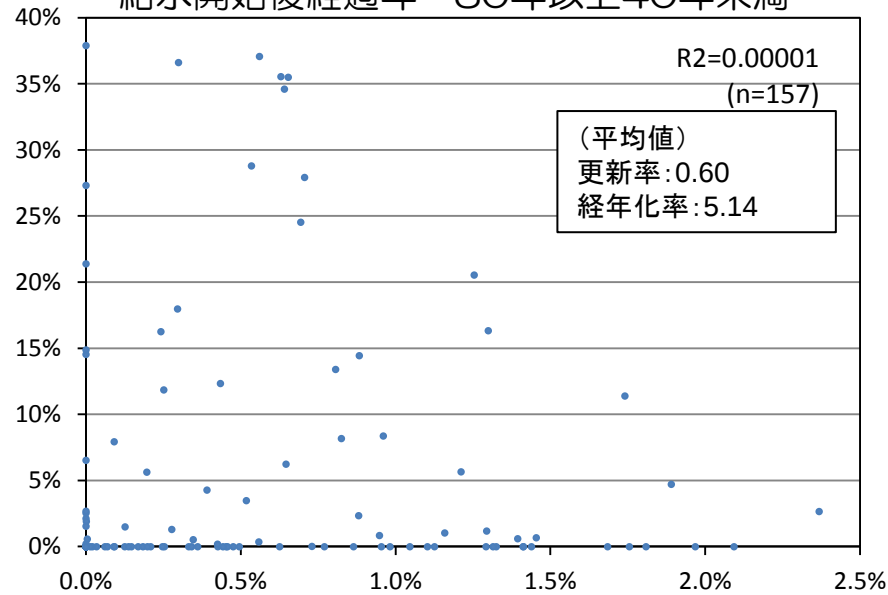


給水開始後経過年 40年以上50年未満

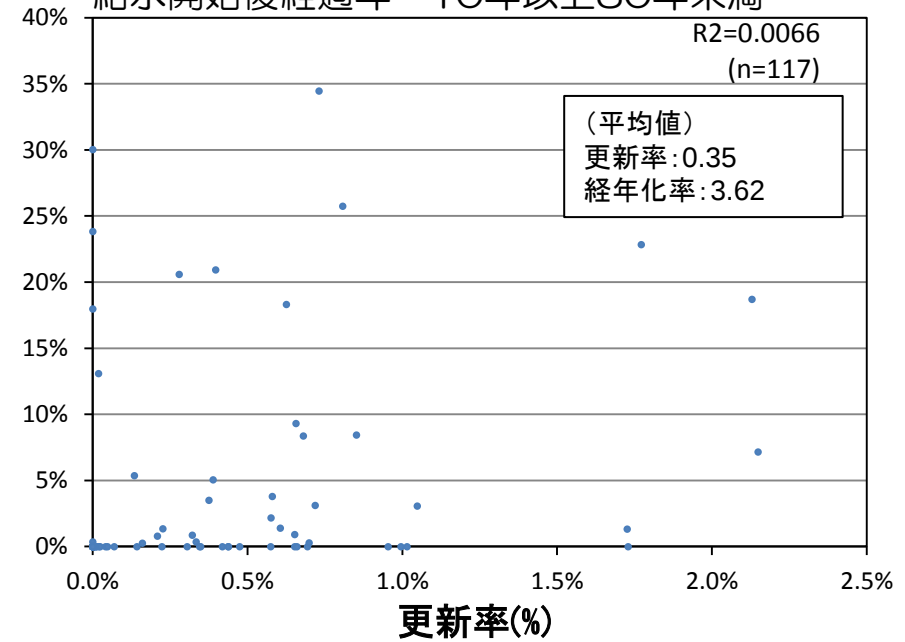


経年化率・更新率分布図(給水開始後経過年別)

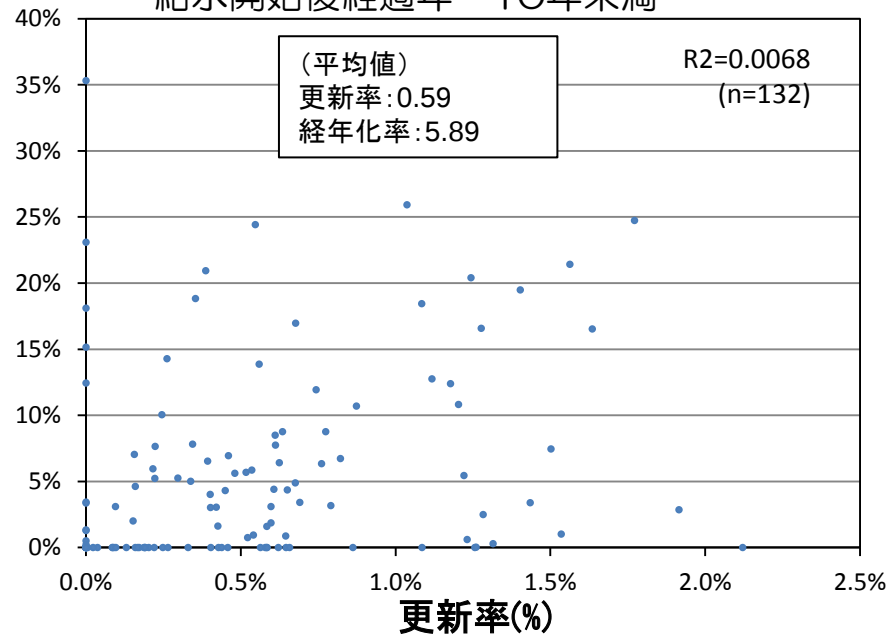
給水開始後経過年 30年以上40年未満



給水開始後経過年 10年以上30年未満

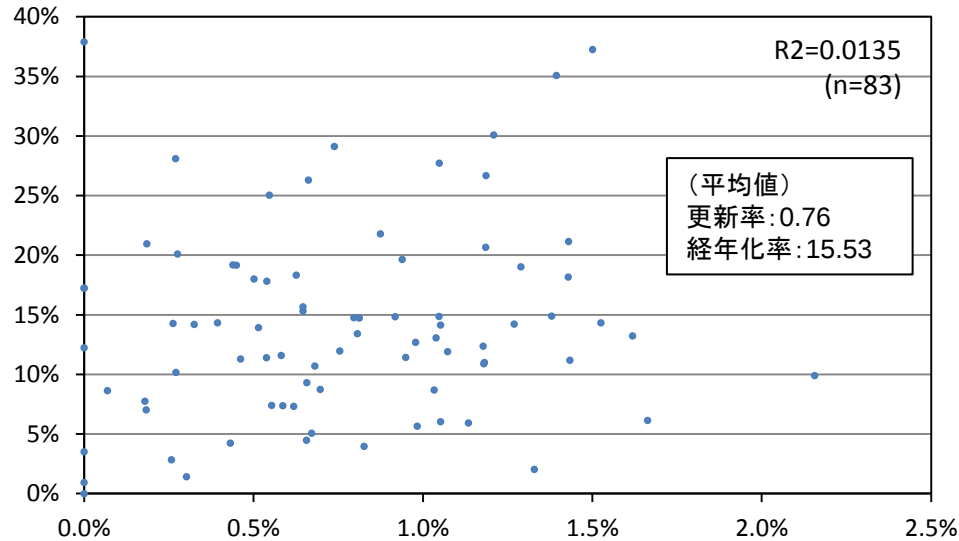


給水開始後経過年 10年未満

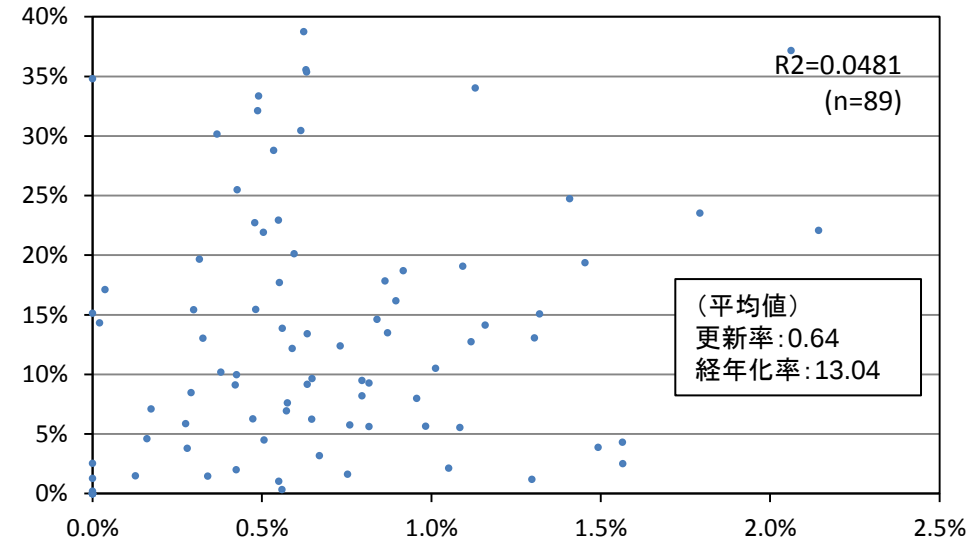


経年化率・更新率分布図(職員数別)

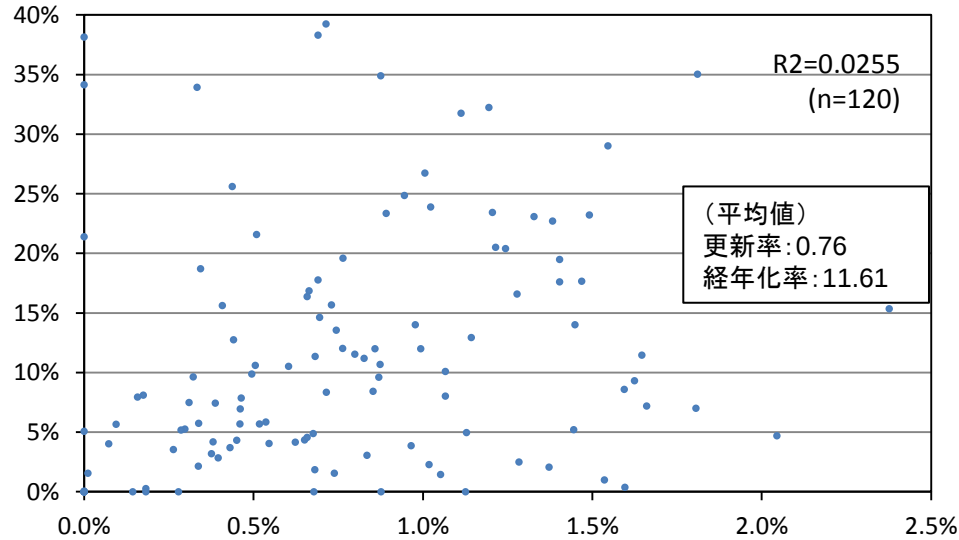
職員数100人以上



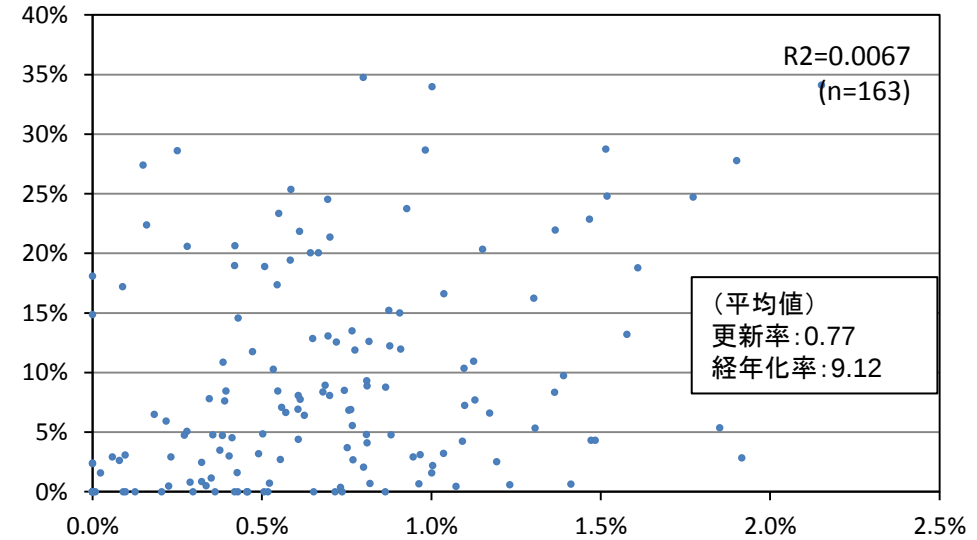
職員数50人以上100人未満



職員数30人以上50人未満



職員数20人以上30人未満



更新率(%)

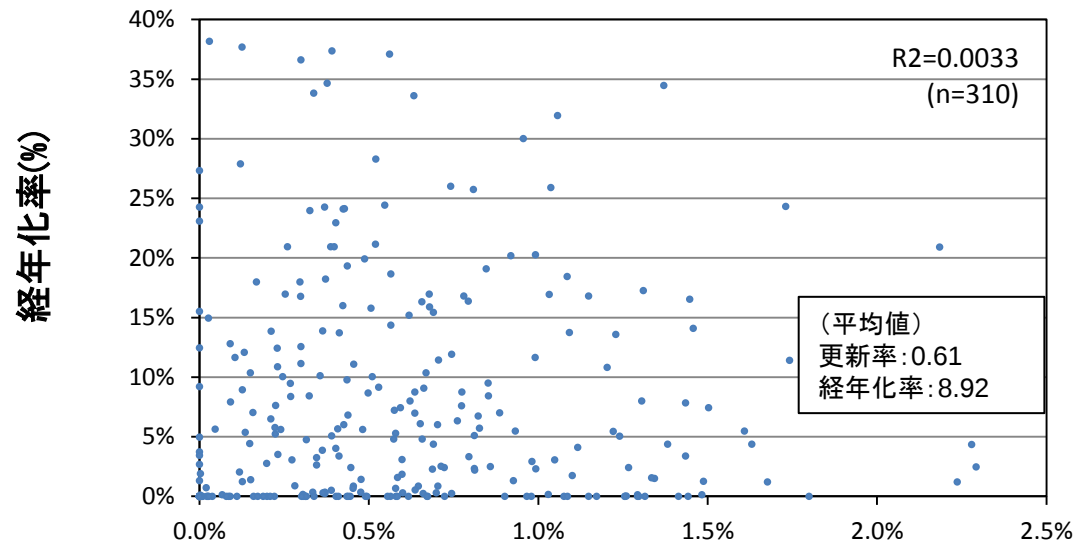
更新率(%)

経年化率(%)

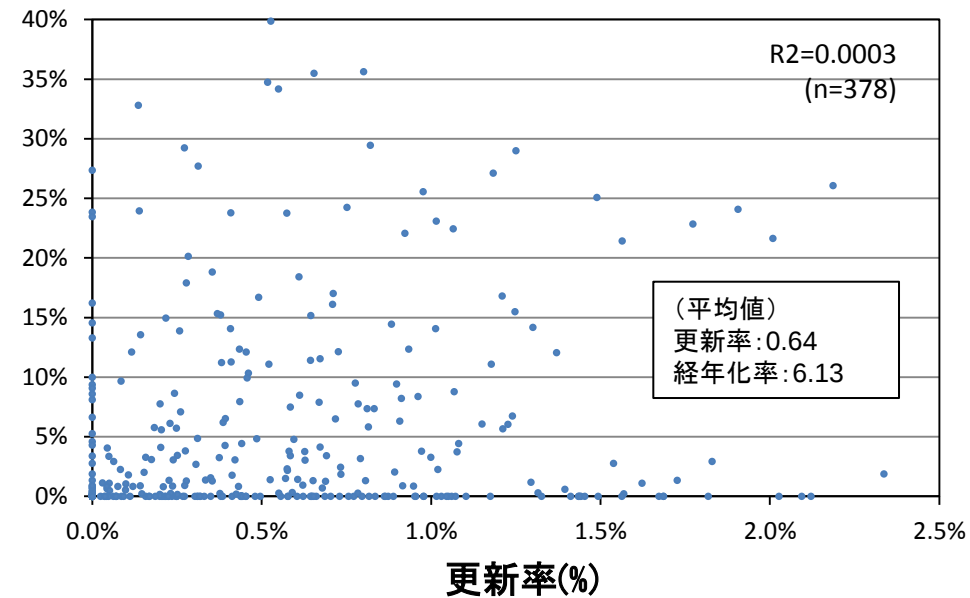
経年化率(%)

経年化率・更新率分布図(職員数別)

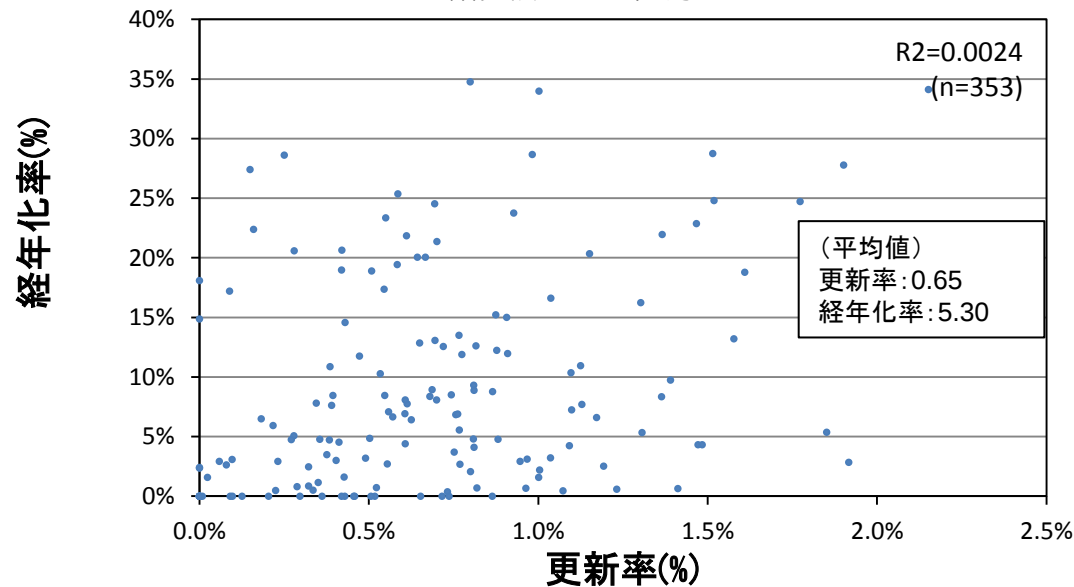
職員数10人以上20人未満



職員数5人以上10人未満

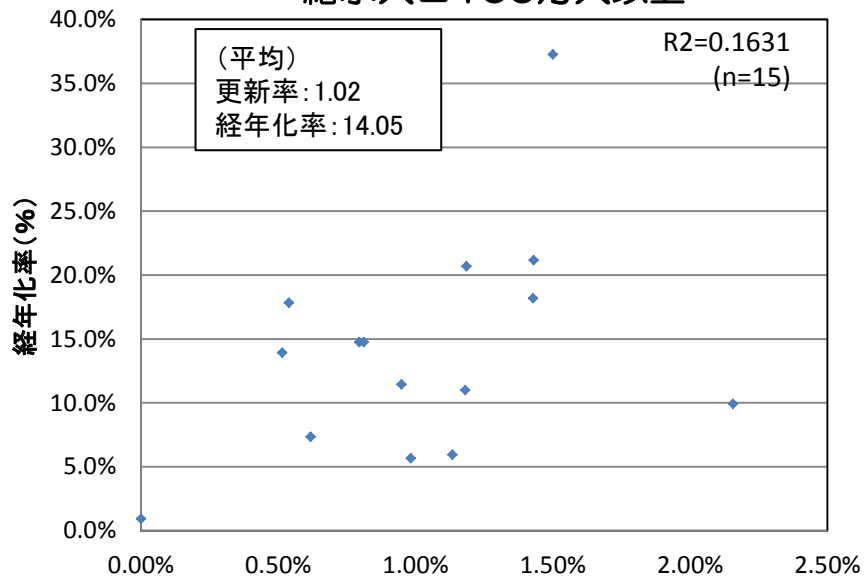


職員数5人未満

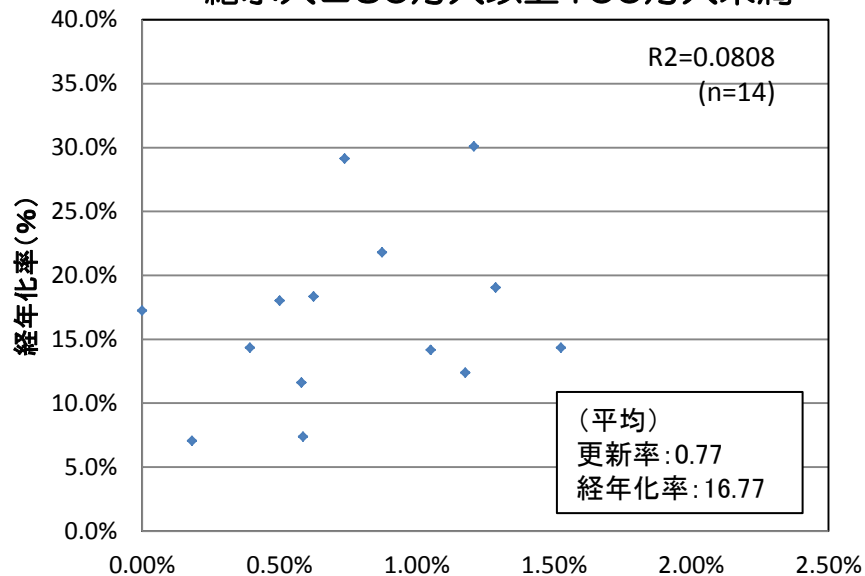


経年化率・更新率分布図(給水人口別)

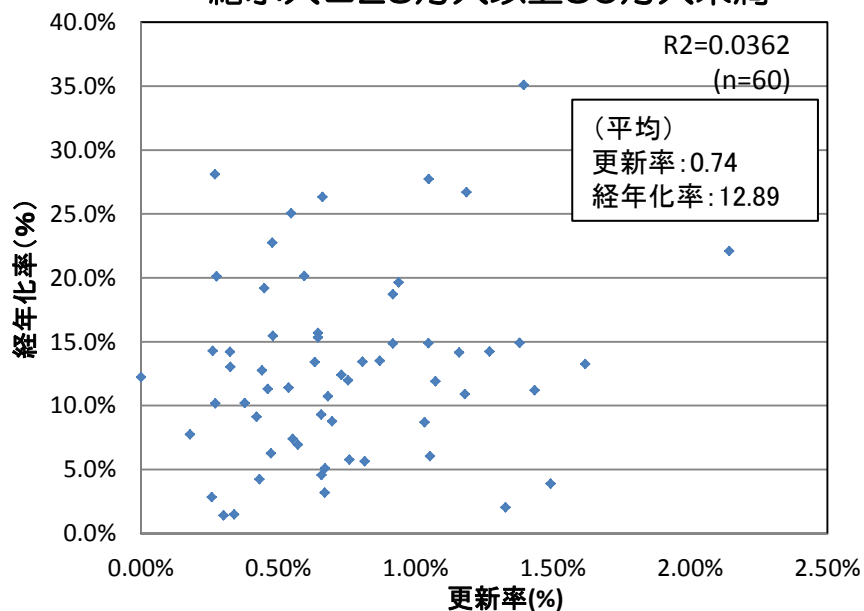
給水人口100万人以上



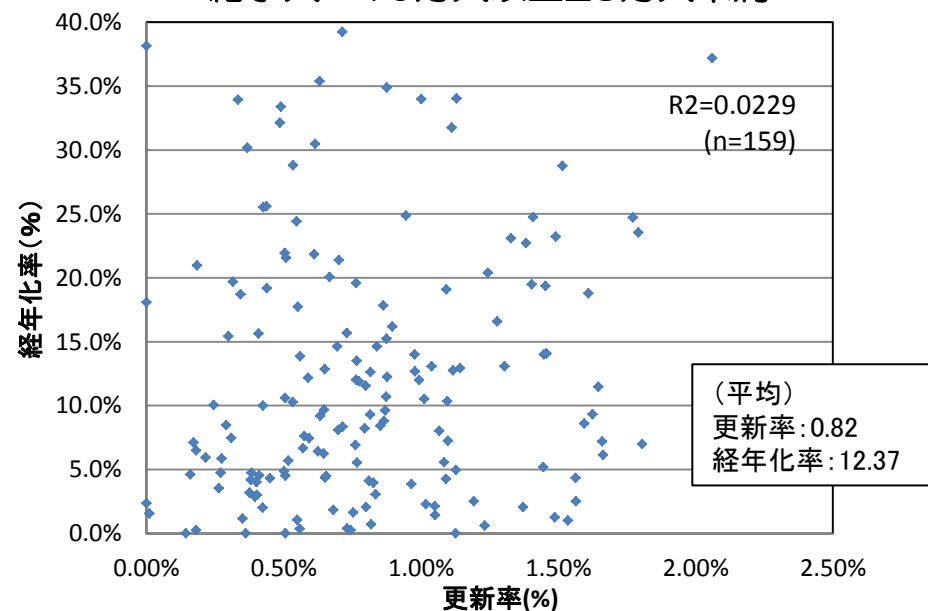
給水人口50万人以上100万人未満



給水人口25万人以上50万人未満

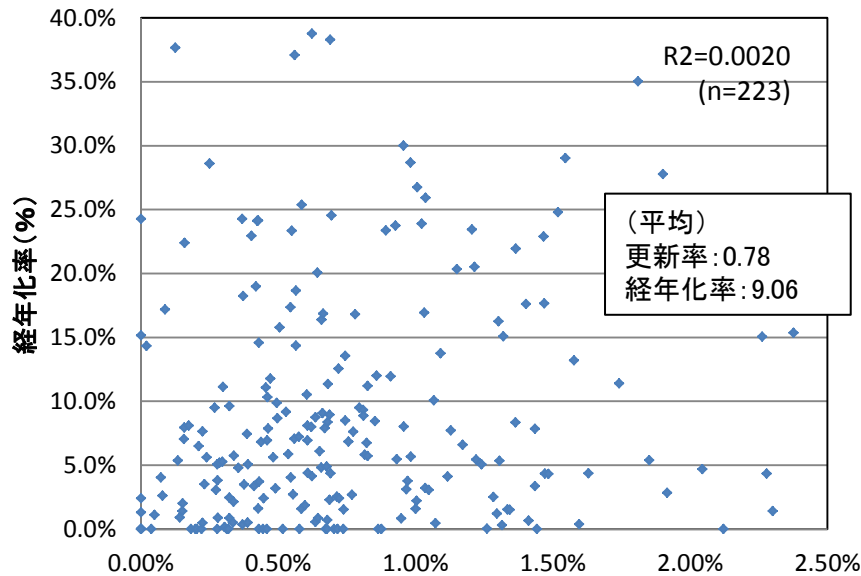


給水人口10万人以上25万人未満

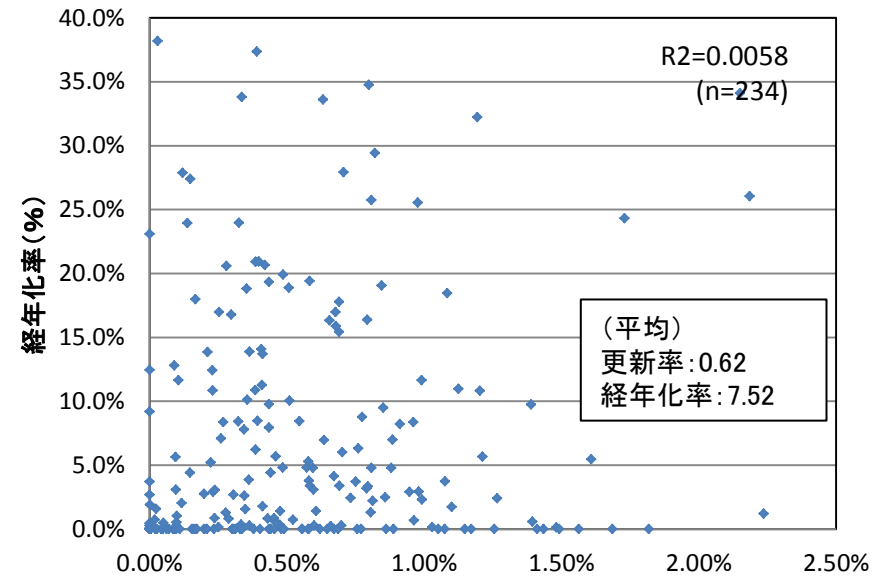


経年化率・更新率分布図(給水人口別)

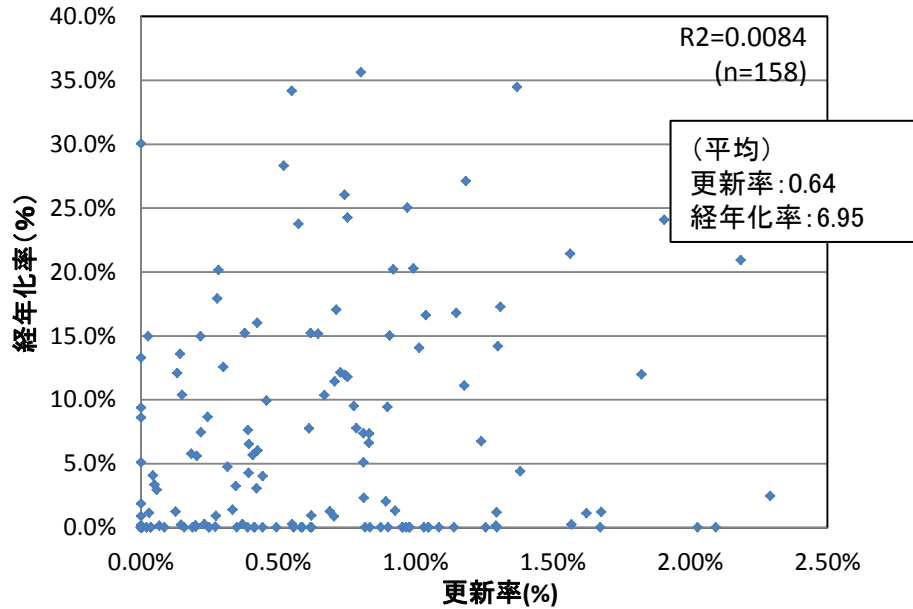
給水人口5万人以上10万人未満



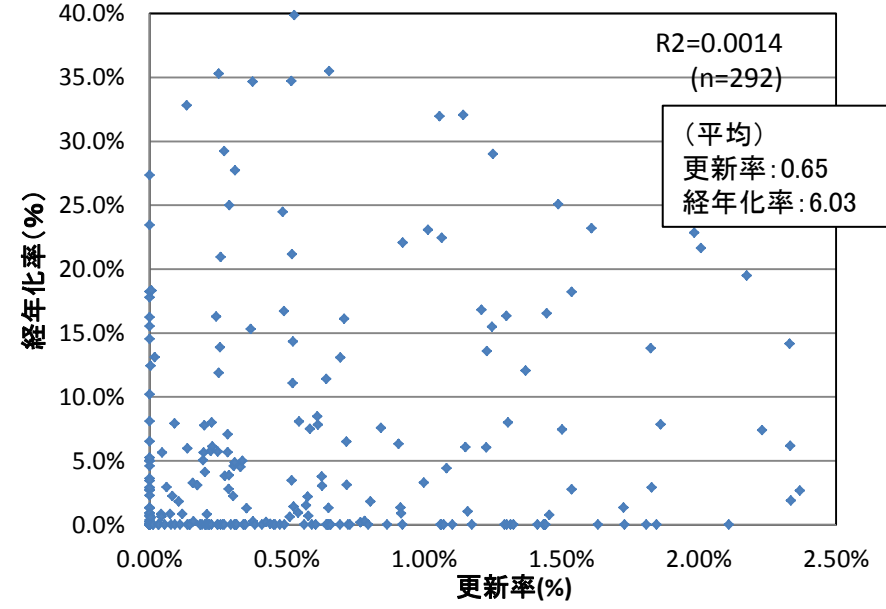
給水人口3万人以上5万人未満



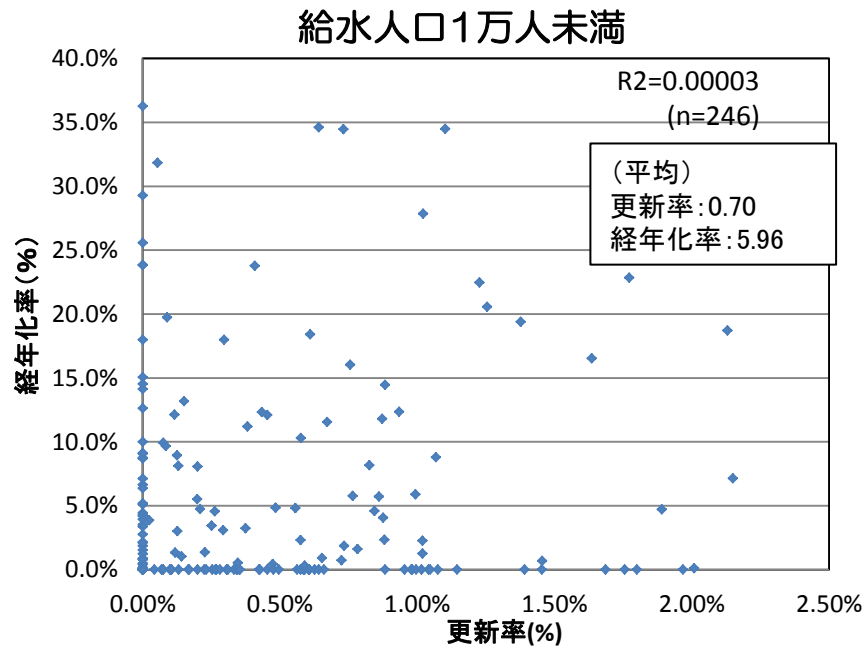
給水人口2万人以上3万人未満



給水人口1万人以上2万人未満

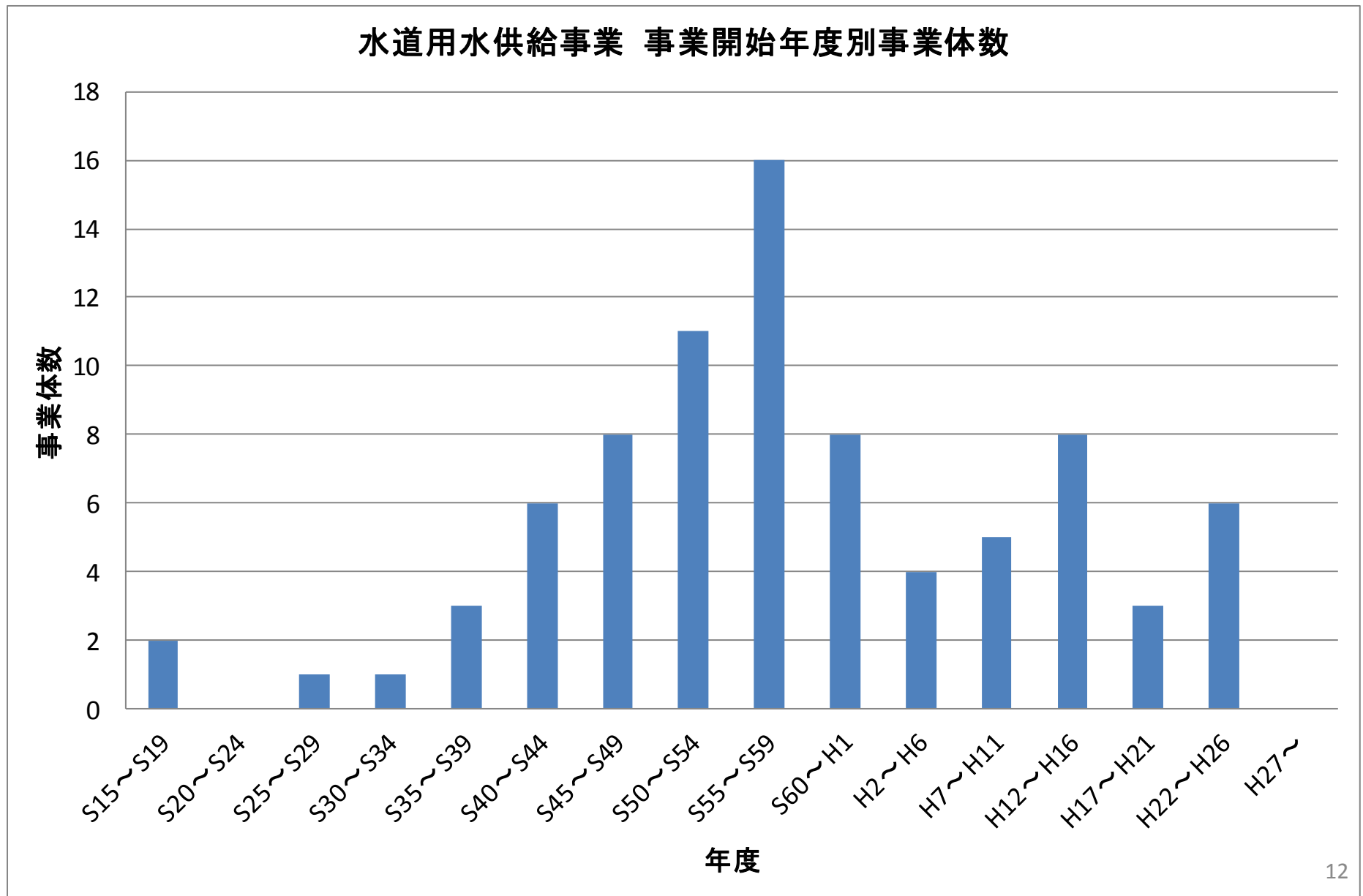


経年化率・更新率分布図(給水人口別)



2. 水道用水供給事業 給水開始年度別事業体数

水道用水供給事業 事業開始年度別事業体数



水道用水供給事業 創設・廃止理由

●創設理由

都道府県	事業主体名	給水開始年月	創設理由
北海道	石狩西部広域水道企業団	平成25年4月	札幌市、小樽市、石狩市、当別市の2市2町の需要が増加し、さらに石狩湾新港地域開発の発展に伴う水源手当ても必要とされる等新規水源確保が課題となっていた。また、当地域の河川はすでに高度に利用され、各市町単独で水源確保することが困難な状況にあった。そのため、道が予定していた当別ダムに水源を確保し、道及び前記市町で企業団を設立し創設した。
岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	平成26年4月	当初、昭和63年度中に、現奥州市（水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町）、金ヶ崎町の水需要の増加と地下水の枯渇、地下水質の悪化により、水道水の供給が望まれたため、創設の協議が始まったが、水源である胆沢ダムの基本計画作成が遅れ、平成2年度の創設となった。また、平成12年に、ダム完成が当初予定平成11年度から平成25年度に延期された。
福島県	福島地方水道用水供給（企）	平成15年4月	福島県の中心部を流れる都市河川の水質悪化と渇水、地下水の都市化の進展による雨水の浸透率の減少による枯渇が懸念されており、水源確保が極めて難しい状況となっていたため。
新潟県	上越市	平成25年4月	市町村合併に伴い既存用水供給企業団の構成団体が変化したことから、用水供給事業を上越市で運用する事が最適であるとの検討結果が出たため。
富山県	砺波広域圏事務組合	平成16年11月	市町村合併を機に2つの既存用水供給事業を合併創設する事としたため。
福井県	福井県（日野川）	平成18年12月	水需要の増加に対し、当時の主な水源である地下水では水質の悪化や・地盤沈下等の問題があり対応ができず水源開発（ダム建設）が必要であったが、膨大な財源を必要とするので、合理的な事業運営を広域水道で行うため。
山梨県	峡東地域広域水道企業団	平成20年4月	2市5町の地下水源悪化等の解消のため、広域的観点から琴川ダムを水源とする用水供給事業を推進することとした。
滋賀県	滋賀県	平成23年4月	県内にあった2つの事業を統合することで、人件費・維持管理コストの削減など、経営の効率化を推進するため。
大阪府	大阪広域水道企業団	平成23年4月	市町村が用水供給事業を担い、従来から実施している水道事業と連携して、効率的な経営を目指すため。（HPより抜粋）
和歌山県	白浜町	平成21年4月	地震災害等の緊急時及び非常等に備えた広域的水道施設としての給水体制の強化充実を図るため。
福岡県	北九州市	平成23年4月	北部福岡緊急連絡管の沿線3市1町（宗像市、福津市、古賀市、新宮町）においては、水源水質の悪化や水量の不安定さ、施設の老朽化など、自己水源に課題がありました。一方、緊急連絡管は災害時などに直ちに使用できるよう水質を保持するために、常時、維持用水を流しておく必要があります。このため、本市は、平成18年度に緊急連絡管の維持用水を活用して、3市1町に水道用水を供給する「北九州市水道用水供給事業」を創設しました。
熊本県	上天草・宇城水道企業団	平成16年2月	各市町村が水源を「一級河川球磨川」に求めたが、それぞれが水道施設を建設するよりも企業団の共同処理の方が有利であったため。

●廃止理由

都道府県	事業主体名	廃止年度	廃止理由
富山県	富山県（熊野川）	平成27年度 予定	構成団体の水需要の減少によるもの
長崎県	長崎県南部広域水道（企）	平成25年度	構成団体の水需要の減少によるもの

3. 市町村経営以外の水道事業一覧

経営主体別水道事業一覧(市町村経営を除く)

水道事業

○都道府県

(5事業体)

千葉県	大臣
東京都	大臣
神奈川県	大臣
神奈川県(箱根)	知事
長野県	大臣

○財産区

(1事業体)

芦原温泉上水道財産区	知事
------------	----

○民間

(9事業体)

那須ハイランド水道	知事
東洋観光事業(株)	知事
(株) 蓼科ビレッジ	知事
(株) 三井の森	知事
東急不動産(株)	知事
鹿島リゾート(株)	知事
(株) ハヶ岳高原ロッジ	知事
(株) I C P	知事
伊豆急行(株)	知事

【参考】

○市町村

(1,337事業体)

○一部事務組合

(49事業体)

水道用水供給事業

○都道府県

(42事業体)

宮城県(大崎)	大臣	福井県(坂井)	大臣
宮城県(仙南・仙塩)	大臣	福井県(日野川)	大臣
山形県(村山)	大臣	長野県	大臣
山形県(置賜)	大臣	岐阜県	大臣
山形県(最上)	知事	静岡県(榛南)	大臣
山形県(庄内)	大臣	静岡県(遠州)	大臣
茨城県(県南)	大臣	静岡県(駿豆)	大臣
茨城県(県西)	大臣	愛知県	大臣
茨城県(鹿行)	大臣	三重県(北中勢)	大臣
茨城県(県中央)	大臣	三重県(南勢志摩)	大臣
栃木県(北那須)	大臣	滋賀県	大臣
栃木県(鬼怒)	大臣	京都府	大臣
群馬県(県央第一)	大臣	兵庫県	大臣
群馬県(新田山田)	大臣	奈良県	大臣
群馬県(県央第二)	大臣	島根県(島根県)	大臣
群馬県(東部地域)	大臣	島根県(江の川)	大臣
埼玉県	大臣	広島県(広島)	大臣
富山県(西部)	大臣	広島県(広島西部)	大臣
富山県(熊野川)	大臣	広島県(沼田川)	大臣
富山県(東部)	大臣	香川県	大臣
石川県	大臣	沖縄県	大臣

【参考】

○市町村

(5事業体)

○一部事務組合

(48事業体)

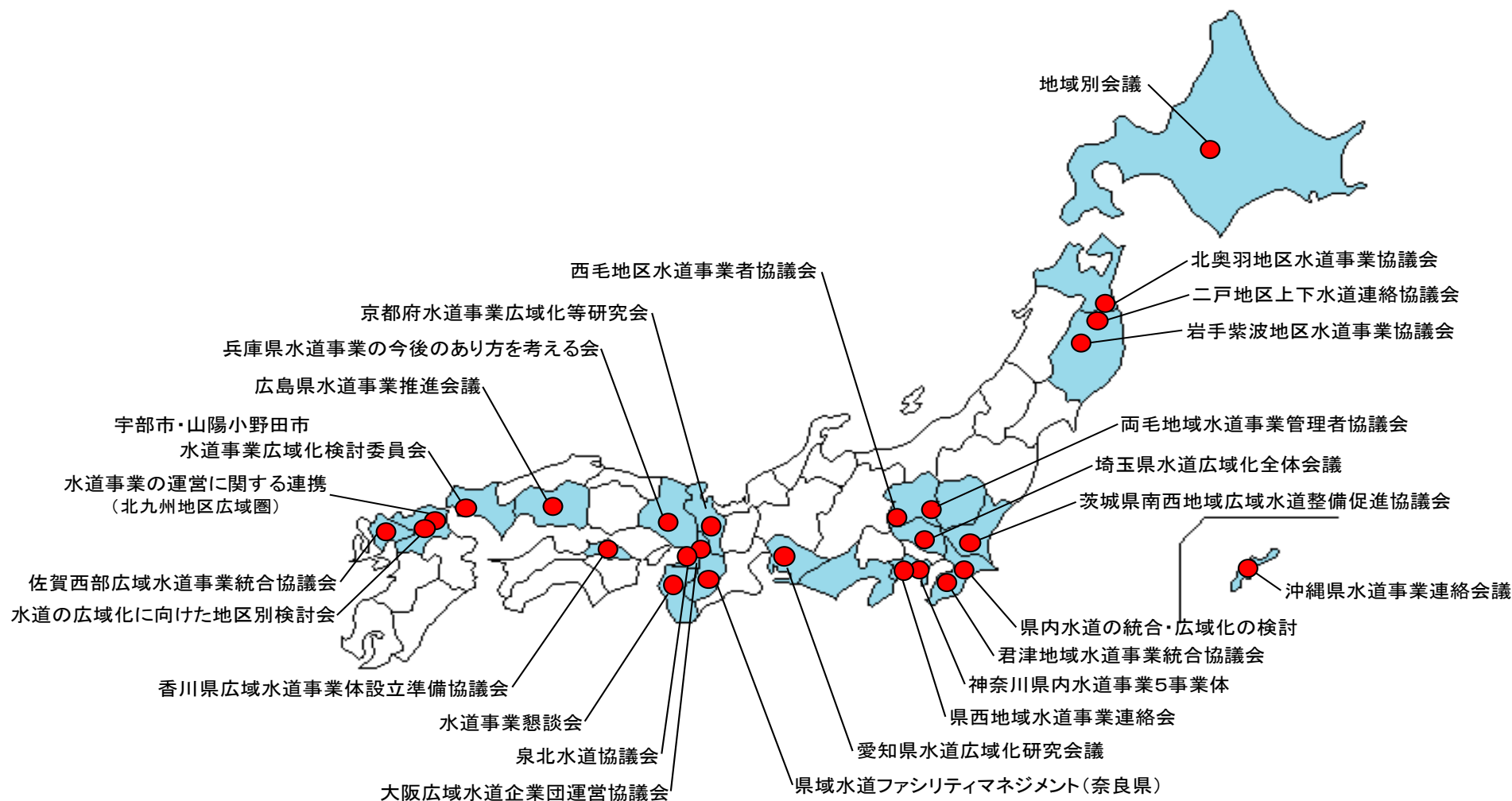
※右欄は認可権者

出典:平成25年度水道統計

4. 水道事業広域化への取組について

広域化検討に向けた協議会等の設置状況

- 現在、22道府県において、広域化に向けた検討の動きがある。
- このうち20道府県では協議会等が設置され、多様な形態の連携について検討が行われている。

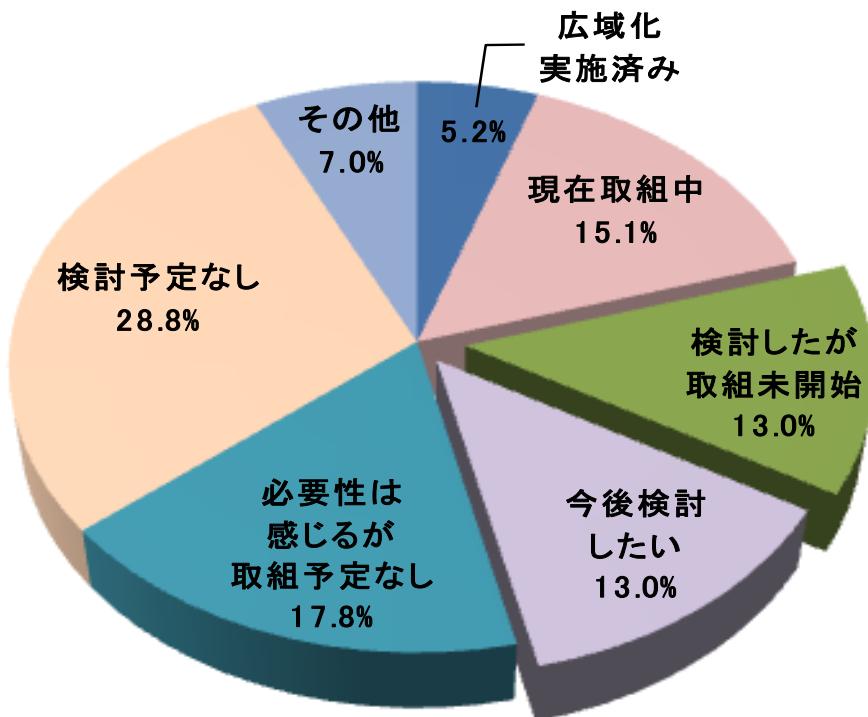


広域化に向けた検討状況（水道事業体アンケート）

- 広域化に向けた検討を行ったが、具体的な取組み開始に至っていない事業体が1割程度いる。
- その理由としては、広域化に対する考え方や利害の相違、事業体間格差の解決が図れないことが主な課題となっており、課題解決のためには、都道府県の関与や牽引に期待が寄せられている。
- また、「今後検討したい」とする事業体では、主体的な検討が難しい状況が見られるため、首長等のリーダーシップや、調整役・推進役としての都道府県の介在が望まれる。

広域化に向けた検討（取組）状況

水道事業体へのアンケート結果（平成27年1月調査）



取組み開始に至らない具体的な理由

○考え方や利害の相違

- ・広域化に対する認識の差（切迫感が希薄、危機意識欠如等）
- ・利害や目的が一致しない

○事業体間の格差

- ・料金格差のため統一が図れない 等

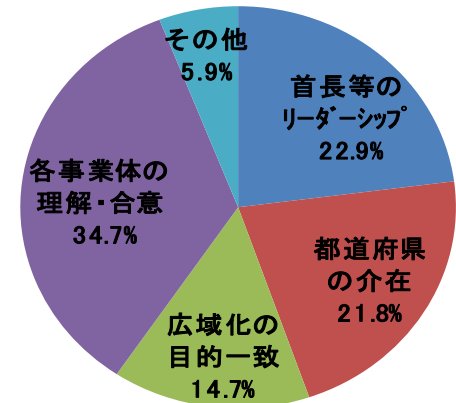
○その他

- ・簡易水道の統合に取組中のため、検討する余裕がない

今後検討したいとする事業体が検討を進める上で重要と考える点

○担当者の検討では、利害・思惑が衝突し、検討が進まないため、首長等のリーダーシップが必要

○主体的な検討が難しいため、都道府県や中心的水道事業体の調整・推進役としての関与に期待



5. 地方公営企業の経営戦略の 策定について (総務省施策概要)

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知)の概要

1. 基本的な考え方

- 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。
- 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。
(事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。)
- 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。
- 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。

2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～

- ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間:10年以上を基本〉

(「経営戦略」の主な内容)

- ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの
- ・ 「投資試算」(施設・設備投資の見通し)、「財源試算」(財源の見通し)等で構成される「投資・財政計画(収支計画)」
- ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間的経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討
- ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討
- ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等

※3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う

3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項

「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。

4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項

地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。

6. その他

- ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。
- ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- 「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- 「経営戦略」は、「投資試算」(施設・設備投資の見通し)等の支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心。
- 組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組方針を記載。

経営戦略[イメージ]

投資・財政計画(収支計画)

投資試算

均衡

財源試算

[投資以外の経費]

反映

効率化・経営健全化の取組方針

組織,人材,定員,給与
に関する事項

広域化,民間の資金・ノウ
ハウ活用等に関する事項

その他の経営基盤強
化の取組(ICT活用等)

資金不足比率,資金
管理・調達,情報公開

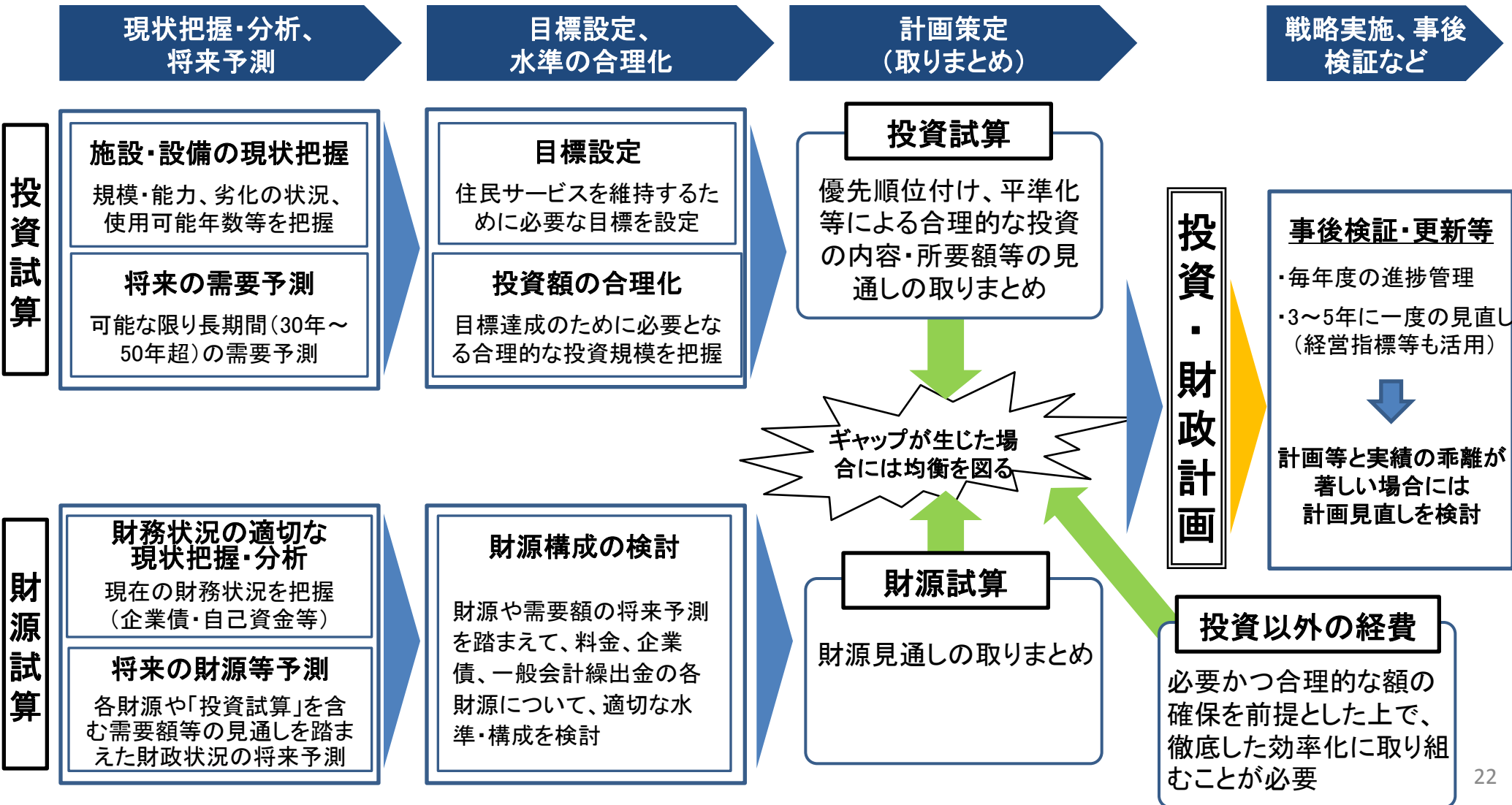
その他重点事項(防災対
策,危機管理等)

経営戦略の特徴(想定)

- ① 特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ② 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ③ 計画期間は10年以上を基本とすること。
- ④ 計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑤ 「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。
- ⑥ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。

「投資・財政計画」(収支計画)策定までの流れ①

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画。



「投資・財政計画」策定までの流れ②(投資試算等と財源試算の整合性検証)

- 「投資試算」等の支出と「財源試算」にギャップがある場合には、以下のようにギャップ解消に取り組むことが必要。
- 投資以外の経費について、必要かつ合理的な額の確保を前提とした上で、更なる効率化に取り組むことが必要。

投資試算の再検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 予防保全型維持管理を含む適切な維持管理による長寿命化
- 過剰投資・重複投資の精査
- 新たな知見や新技術の導入
- 優先順位が低い事業の先送り、取りやめ
- 民間資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFIの導入等)
- 広域化の推進 等

財源試算の再検討

- 内部留保額の見直し
- 料金の見直し 等

両面から
均衡点を探る

取組を反映

投資以外の経費の効率化

給与・定員の見直し、広域化の推進、民間のノウハウの活用(指定管理、民間委託等)、ICTの活用等による更なる効率化

<留意点>

地域の現状や将来像を踏まえた検討、公営企業の技術担当部局や一般会計の企画・財政担当部局をはじめとする地方公共団体全体の関係部局との連携、議会・住民への十分な説明等が必要。